

2008年6月27日

淀川水系流域委員会 様

宇治・世界遺産を守る会
藪田秀雄

**流域委員会はいくまで改正河川法に基づいて審議を行い、最終的な
意見を出すべきである**

さる6月20日に国土交通省近畿地方整備局（以下、近畿地整）が改正河川法に基づいて自ら設置した淀川水系流域委員会（以下、流域委員会）の「淀川水系河川整備計画原案」に対する最終的な意見を聴くことなく、「淀川水系河川整備計画案」（以下、整備計画案）の内容を発表し、同時に関係知事の意見聴取のために関係都道府県に送付したことを記者発表した。

宇治・世界遺産を守る会は、国土交通大臣と国土交通省近畿地方整備局長に対して、流域委員会の最終意見書の提出を待たずに整備計画案を策定して、知事意見を聴取することは、改正河川法に違反する暴挙である。将来にわたり淀川水系2千万人の住民の命と財産を守り、河川を再生させ、公共事業の無駄を省くためにも、流域委員会は徹底した審議の上に最終意見書を出すべきであり、近畿地整がこの最終意見を整備計画案に反映させるよう強く要求する抗議文書を送った（一般意見1077参照）。

近畿地整の暴挙にたいして流域委員会関係者、流域住民から近畿地整はもとより冬柴国土交通大臣に対して厳しい抗議の意見が寄せられている。また新聞報道もいっせいに「流域委意見無視」「諮問機関無視」「踏みにじられた河川法」と批判的な論調で報道している。この暴挙に対する抗議・批判はますます高まるであろう。

かりに整備計画案の内容を歓迎する人たちであっても改正河川法16条の2に違反する近畿地整の行為を弁護することはできない。

近畿地整の暴挙は、改正河川法の上に国交省をおく法と国民軽視の姿勢の表れであり、同時に流域委員会とその背景に居る流域住民に対する自信の無さの表れである。

したがって流域委員会は、近畿地整の暴走に対して改正河川法を厳守することを求めるとともに、法に基づく存在である流域委員会として河川整備計画に対する審議を継続し、最終的な意見を出すべきである。

また近畿地整が、自らの暴走を反省し、流域委員会の最終的な意見を聴き、それらを十分配慮・反映した河川整備計画案を再提示することを要求する。

1、近畿地整の今回の行為は、改正河川法に違反する暴挙である。

流域委員会元委員長三氏は、その声明の中で指摘している。河川管理者は、立法者の意思すなわち法の趣旨・目的の範囲内において権限を有するにすぎない。改正河川法第16条の2、第3項は、河川管理者が「必要があると認めるとき」に「学識経験を有する者の意見を聴かなければならない」と規定していることから、河川管理者の意見聴取についての「必要性の判断」がもつ意味はきわめて大きい。近畿地整は、学識経験者の意見を聴く方法として淀川水系流域委員会を設置した。河川管理者は、流域委員会の意見を聴く法的責任を負うとともに、その意見を十分配慮・反映して河川整備計画案を作成する法的義務を負っている。行政の使命は、国民の基本的人権を擁護することであり、それは、法に従い、法の趣旨・目的に従って政策を実行・実施することであるが、近畿地整の今回の行為は、この使命を逸脱する無謀な行為であり、河川法に違反する暴挙であると指摘している。

大阪弁護士会も、今回、国土交通省が流域委員会の最終意見が出る前に予算を理由に同委員会の審理を打ちきり、河川整備計画案を見切り発車的に策定したことは、河川法16条の2の手続きに違反し同法の趣旨目的をないがしろにするものであると指摘している。

2、改正河川法の手続きに違反して作られた整備計画案を関係知事に送付し意見を聴取する行為は関係知事を改正河川法違反の共犯者に仕立てるものである。

近畿地整は、整備計画案を知事の意見を聴取するために関係都道府県に送付したと発表した。しかしその整備計画案は前述のように流域委員会の最終的な意見を聴かないでつくったもので法的な瑕疵があるものである。したがって知事としては、このような法的な瑕疵のある整備計画案の送付に対してまともな意見をのべることはできない。むしろ近畿地整にたいして、差し戻しして流域委員会の最終意見を聴いた上で整備計画案をつくって知事の意見を聴取するように求めるべきである。

以上